

(別紙様式1)

## 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 鳥取県

農業委員会名：日吉津村農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日・公開である旨の周知状況

周知している       周知していない又は周知していなかった

周知の方法	・村公式ホームページ、村掲示板に掲載
改善措置	・村公式ホームページに掲載
周知していない場合、その理由	—

(2) 総会等の議事録の作製

周知している       作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	・総会終了時から25日間
改善措置	—

※ 作製までに要した期間については、議事録の作製の手続及びそれに要した平均日数を記入

(3) 議事録の内容

詳細なものを作成している。       概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	—
------	---

(4) 議事録の公表

周知している       公表していない又は公表していなかった

公表の方法	・窓口での閲覧、村公式ホームページに掲載
改善措置	・村公式ホームページに掲載(平成26年9月分から)

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 4件、うち許可 4件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受け付け時における書類確認、内容聴取及び事後の現地確認の実施。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事前に農業委員全員による現地確認。総会時は、事務局による議案説明を行い、全体で審議している。			
	是正措置	—			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	4件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議内容を記載している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から27日	処理期間(平均)	35日
	是正措置	—			

### (2) 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 5件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受け付け時における書類確認、内容聴取及び事後の現地確認の実施。			
	是正措置	—			
総会等での審議	実施状況	事前に農業委員全員による現地確認。総会時は、事務局による議案説明を行い、全体で審議している。			
	是正措置	—			
審議結果等の公表	実施状況	議事録に審議内容を記載している。			
	是正措置	—			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から27日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	—			

(3) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数	1法人
	うち報告書提出農業生産法人数	1法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数	1法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数	1法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人	0法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数	0法人
	対応状況	

(4) 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 120件 公表時期 平成27年3月 情報の提供方法:チラシの配布、ホームページ掲載
	是正措置	—
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 109 件 取りまとめ時期 平成27年3月 情報の提供方法:議事録で公表
	是正措置	—
農地基本台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 164.7ha 整備方法 電算処理システム データ更新:農地売買、転用、利用権設定、農振除外地等について更新入力している。
	是正措置	—

※その他の法令事務

上記(1)から(4)に掲げる事務以外の総会等において意思決定を行う法令事務(農地法第3条の2第2項に基づく許可の取消しや農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画の決定等の事務)については、それぞれの事務ごとに、事実関係の確認、総会等での審議及び審議結果等の公表等の実施状況及び是正措置を点検し、(1)の様式に準じて取りまとめること。

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地法第3条に基づく許可事務	意見等なし
農地転用に関する事務	意見等なし
農業生産法人からの報告への対応	意見等なし
情報の提供等	意見等なし
その他法令事務に関するもの	意見等なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

## II 法令事務(遊休農地に関する措置)に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	164.7ha	5.2ha	3.16%
課 題	農地の利用状況調査の円滑な実施と遊休農地の所有者への指導が必要。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
1ha	△1.2ha	-120%

※1 目標欄には、別紙様式2の1の4の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させたかを記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		9月～10月	14人	11月～12月
	調査方法	前年度に遊休農地となっている当該地の継続調査(7月～9月) 5班編成による管内農地全域調査(10月)		
	遊休農地への指導	実施時期:9月～10月		
活動実績	農地の利用状況調査	調査実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		11月	24人	11月～12月
	調査方法	5班編成による管内農地全域調査(11月)		
	遊休農地への指導	実施時期:12月～3月		
	指導件数: 95件	指導面積: 5.2ha	指導対象者: 42人	
	遊休農地である旨の通知	件数: 95件	面積: 5.2ha	対象者: 42人
	農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことの勧告	件数: 0件	面積: 0ha	対象者: 0人
その他の取組状況	農業委員による農地パトロールを実施。			

※ その他の取組状況欄には、農地の利用状況調査以外の遊休農地に対する監視活動を記入

### 4 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地は畑が中心であり、農家の高齢化等による労働力の低下などにより全般的に畑の利用は低い状況がある。このため、遊休農地が拡大したと考えられ、実績は目標値を大きく下回った。
活動に対する評価の案	所有者への指導は確実にっており、理解は進んでいると思われる。引き続き啓発、指導は必要である。さらに、ネギ等の野菜の担い手確保・育成を併せ進め、農地の利用を進める必要がある。

### 5 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見等なし
活動の評価案に対する意見等	意見等なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### 6 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地は畑が中心であり、農家の高齢化等による労働力の低下などにより全般的に畑の利用は低い状況がある。このため、遊休農地が拡大したと考えられ、実績は目標値を大きく下回った。
活動に対する評価	所有者への指導は確実にっており、理解は進んでいると思われる。引き続き啓発、指導は必要である。さらに、ネギ等の野菜の担い手確保・育成を併せ進め、農地の利用を進める必要がある。

### Ⅲ 促進等事務に関する評価

#### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

##### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年1月現在)	農家数	208戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	8戸	3経営	0法人	07団体
	農業生産法人数	1法人			
課 題	認定農業者数は3経営体が続いており、新規就農者を育成確保することが課題である。				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を注記

##### (2) 平成26年度の目標及び実績

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	1経営	0法人	0団体
実 績 ②	0経営	0法人	0団体
達成状況 (②/①×100)	0%	%	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの1の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させたかを記入

##### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	「意欲のある農業者」の中から候補者を選定し、積極的な推進活動を実施する。		
活動実績	新規就農者の育成と農地集積を進めた。		

##### (4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	新規就農者(水稲)1名を育成できた。		
活動に対する評価の案	関係機関との連携により、継続的な育成活動が必要である。		

##### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見等なし
活動の評価案に対する意見等	意見等なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

##### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	新規就農者(水稲)1名を育成できた。		
活動に対する評価	関係機関との連携により、継続的な育成活動が必要である。		

## 2 担い手への農地の利用集積

### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	164.7ha	41.6ha	25.3%
課 題	水田については集積が進んだが、圃場面積、土地の分散等で作業効率の悪い面がある。また、集団転作で圃場が毎年移動しており、新たな課題になりつつある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

### (2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
5ha	4.5ha	90.0%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの2の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させたかを記入

### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	1遊休農地について意向調査を実施し、担い手に斡旋を行う。 2村外の認定農業者へ情報提供をし、斡旋を行う。 3NPO法人等解除条件付き利用権設定での農地集積を検討する。 4各種説明会で周知活動を行う。
活動実績	1遊休農地について意向調査を実施し、併せ農地中間管理事業の周知を行った。 2各種会合で利用権、農地中間管理事業の周知活動を行った。

### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	遊休農地の意向調査が遅れ、年度内の集積に繋がらなかった。
活動に対する評価の案	制度周知に加え、地域農家の意向を直接確認する取組も必要である。

### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見等なし
活動の評価案に対する意見等	意見等なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	遊休農地の意向調査が遅れ、年度内の集積に繋がらなかった。
活動に対する評価	制度周知に加え、地域農家の意向を直接確認する取組も必要である。

### 3 違反転用への適正な対応

#### (1) 現状及び課題

現 状 (平成27年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合(B/A×100)
	164.7ha	0ha	0%
課 題	大型店舗や幹線道路周辺では、新たな違反転用が発生する恐れがあり、引き続き見回りを強化する必要がある。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

#### (2) 平成26年度の目標及び実績

目 標①	実 績②	達成状況(②/①×100)
0ha	0ha	%

※1 目標欄には、別紙様式2のⅡの3の(4)の目標欄の目標値を記入

※2 実績欄には、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度減少させたかを記入

#### (3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	違反転用は現状ではないが、確認され次第対応していく。 委員によるパトロールや周知に努める。
活動実績	違反転用防止のため、農地パトロールの実施や委員の地域農家への周知活動を行った。

#### (4) 評価の案

目標に対する評価の案	委員のパトロール、地域の会合等での周知の継続が抑止につながり、必要と考える。
活動に対する評価の案	引き続き農地パトロールと地域での啓発を実施し、違反転用のないように努めることが必要。

#### (5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	意見等なし
活動の評価案に対する意見等	意見等なし

※ 地域の農業者等から寄せられた主な意見等について、同内容のものは集約して記入

#### (6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	委員のパトロール、地域の会合等での周知の継続が抑止につながり、必要と考える。
活動に対する評価結果	引き続き農地パトロールと地域での啓発を実施し、違反転用のないように努めることが必要。

#### ※その他の促進等事務

上記1から3に掲げる事務以外の促進等事務について、目標及びその達成に向けた活動に対する評価を行う場合には、それぞれの事務ごとに、上記1から3の様式に準じて取りまとめること。